○外務省告示第百三十四号

ブルネイ・ダルサラーム国政府は、昭和二十二年十一月二十一日にニューヨークで作成された「専門機関の特権及び免除に関する条約」の加入書を平成二十九年二月一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、寄託の日にブルネイ・ダルサラーム国について効力を生じた。

（平成二十九年二月一日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十五号

平成八年九月五日にマーシャル諸島共和国のマジュロで作成された「南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定」の有効期間は、その第十条の規定に従い、平成三十一年九月三十日まで延長された。

（平成二十九年三月三日付け南太平洋経済交流支援センター理事会代表兼太平洋諸島フォーラム事務局長書簡）

平成二十九年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十六号

パナマ共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十九年三月十六日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十九年七月一日にパナマ共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年三月二十四日付け欧州評議会書簡）

平成二十九年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十七号

平成二十九年三月三十日にプノンペンで、コンポントム上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

1　協力の目的及び内容　コンポントム上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三十二億七千百万円

3　署名者

日　本　側　堀之内秀久在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣

平成二十九年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十八号

平成二十九年三月三十日にプノンペンで、バッタンバン州病院改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　バッタンバン州病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億五千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年三月三十一日

4　署名者

日　本　側　堀之内秀久在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣

平成二十九年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十九号

平成二十九年三月三十日にプノンペンで、第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年八月三十一日

4　署名者

日　本　側　堀之内秀久在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣

平成二十九年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○厚生労働省告示第百七十七号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第一項の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習を次のとおり認定したので、公示する。

平成二十九年四月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

講習	実施機関		認定年月日
	名称	所在地	
キャリアコンサルタント（通学・通信）養成講習	学校法人大原学園	東京都千代田区西神田一丁目二番十号	平成二十九年四月一日
キャリアコンサルタント養成講座	ヒューマンアカデミー株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目五番二十五号	平成二十九年四月一日

○厚生労働省告示第百七十八号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、同項第一号及び第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習を次のとおり指定したので、公示する。

平成二十九年四月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号。以下「講習省令」という。）第二条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関		時間（単位は時間とする。以下同じ。）	指定年月日
	名称	所在地		
悠久の風キャリアコンサルタント知識講習	悠久の風株式会社	京都府京都市中京区錦小路通室町東入占出山町三百八ヤマチュウビル三階	八	平成二十九年四月一日

第二条　講習省令第二条第一項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関		時間	指定年月日
	名称	所在地		
【CCA】キャリアコンサルタントとしてのセルフモニタリング力向上講座	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会	東京都港区新橋一丁目十八番二十一号第一日比谷ビル七階	五	平成二十九年四月一日
NPO生涯学習キャリアコンサルタント更新講習技能講習（企業内キャリア形成支援の為の実践力ウンセリング講習）	特定非営利活動法人エヌピーオー生涯学習	東京都中野区中野四丁目十一番十号アーバンネット中野ビル	六	平成二十九年四月一日

講習	実施機関		科目（講習省令別表の科目をいう。）	時間	指定年月日
	名称	所在地			
【CCA】キャリアコンサルタントとしてのセルフモニタリング力向上講座	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会	東京都港区新橋一丁目十八番二十一号第一日比谷ビル七階	一	一	平成二十九年四月一日
NPO生涯学習キャリアコンサルタント更新講習技能講習（企業内キャリア形成支援の為の実践力ウンセリング講習）	特定非営利活動法人エヌピーオー生涯学習	東京都中野区中野四丁目十一番十号アーバンネット中野ビル	一、3及び4並びに2から8まで	六	平成二十九年四月一日